

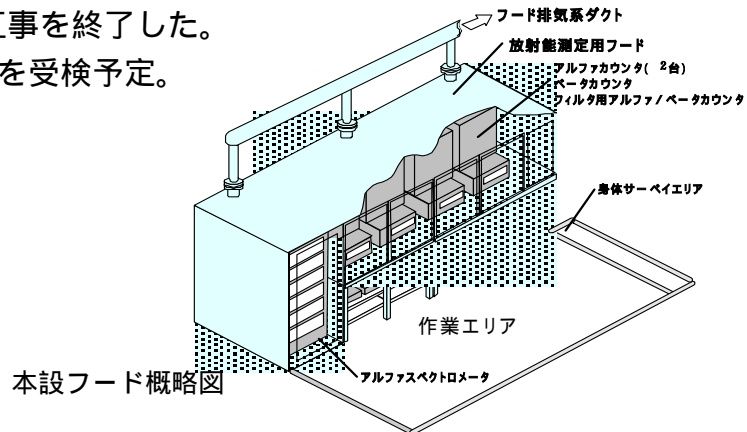
「再処理施設における作業員の内部被ばくに係る調査結果」
の対策に関する実施状況及び今後の計画について

1. ハード面の対策について

(1) 放射能分析用フードの設置について

試料皿の測定の際に、放射性物質が分析員へ移行することを防止する目的で、7月7日に設計及び工事の方法に関する変更認可申請をし、14日に変更認可後、工事に着手し、30日に工事を終了した。

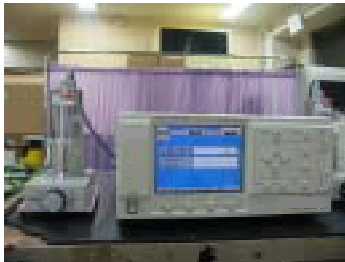
本日、国の使用前検査を受検予定。



(2) 測定器の改良について

試料皿の放射線測定の際に、シンチレーションカウンタでの数え落としを防止する目的で、装置を改良し、7月28日及び29日に、現場において装置の校正を行い、翌30日に据付けを完了した。

仕様比較表



改良機

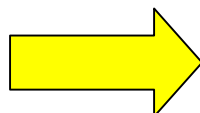
	従来	改良後
検出部	ZnS シンチレーションカウンタ	プラスチックシンチレーションカウンタ
測定範囲	0 ~ 1 × 10 ⁶ (cpm)	0 ~ 1 × 10 ⁸ (cpm)
警報機能	無	持出し基準値到達時に警報吹鳴 表示部が赤色に変化

(3) 運搬容器の導入について

試料皿を運搬する際に、試料皿の焼付け面と接触し、はく離することを防止する目的で、7月中旬から試運用を開始し、8月1日から写真の容器を導入する予定。なお、今後も容器の改善を図っていく。



従来のチャック付き袋



運搬容器



試料皿をセットした状態

2. ソフト面の対策について

(1) 教育等の実施状況について

分析員（協力会社社員を含む）を対象として、分析作業の質の向上及び技量の向上を目的として、次の教育を8月3日までに実施する。

汚染トラブルに関する教育

分析手順と汚染のリスクについての教育

分析に必要な再処理プロセスに関する教育

(2) 教育等の継続的な改善の実施状況について（別添参照）

教育等の継続的な改善として、技術・技能の維持・向上を目的に、技術・技能認定を実施するが、その具体的な進め方は以下のとおり。

分析員に対する教育と技術・技能認定について

分析業務に従事する社員のみならず協力会社社員（以下「委託員」という。）にも技術・技能認定制度を適用する。

a. 教育及び筆記試験

社員及び委託員への教育、筆記試験を8月3日までに実施する。

(a) 放射線安全、関連法令等（基礎共通知識）担当する設備に関する専門知識

(b) 分析操作におけるリスク評価教育

(c) 再処理プロセスに関する教育

(d) チェックシートの運用教育

(e) 分析員の心得

（社員は、(b) (c) (d) (e) について実施する。）

b. 実技試験

社員及び委託員への実技試験を行い、合格者を8月4日に認定する。

(a) 区域区分毎の操作器具を用いた代表的な分析作業に関する実技試験の実施

分析員を除く運転員、保修員、放射線管理員の技術・技能認定

現在、分析員が先行して実施している教育・筆記試験・実技試験を、今後、運転部門、保修部門及び放射線管理部門の社員及び同等の業務を行う委託員にも水平展開する。

各部門において、社員及び委託員に対して、各部門の業務に対するリスク評価を実施し、それを踏まえた教育（社員は追加事項のみ）及び筆記試験を9月までに実施する。

実技試験については、10月以降、社員及び委託員の各レベルに応じて、それぞれ代表的な業務の実技試験を、アクティブ試験の「工場全体の安全機能及び運転性能の確認」を行う第4ステップ開始まで（今年度末頃）に順次、実施する。また、代表的な実技の認定の範囲は、順次、拡大していく。

以上

教育等の継続的な改善について

技術・技能認定制度は、平成 15 年より、当初、分析員等を含めた運転員を対象に運用を開始し、平成 17 年からは、保修員及び放射線管理員を対象を拡大して認定を行っており、また、試験段階ごとに取扱うものが増えていくことから、化学試験、ウラン試験、アクティブ試験ごとに、特に運転員の認定では、試験の概要、試験ごとの保安規定の変更内容（運転に際しての設定値、警報値等）、運転手順書の改定内容などを反映した教育資料を準備し、認定内容の充実を図ってきた。

< 今回の改善事項 >

(1) 筆記試験（下図）の再実施

今回の反省を踏まえ、試験項目を追加した筆記試験を、全員に再度実施する。筆記試験は分析員を最初に行い、その後、運転員、保修員、放射線管理員と順次実施する。

追加する試験項目は例えば分析員の場合、

- ・ 実試料を使用した試料の特性（プルトニウムの化学形態による色や性状の相違等）
- ・ 試料の焼付け状態への量、濃度等による影響
- ・ シンチレーションカウンタ、スペクトロメータ等の検出器の原理及び特性等である。

(2) 現場での実技技能確認の追加（下図）

運転員・保修員・放射線管理員・分析員について、手順書に基づき実際の操作・作業ができることを、現場で試験官が確認する。

(3) 更新制の新たな導入（下図）

技術・技能の維持・向上を目的に、認定された資格は定期的に更新する。

